

# 令和8年度士幌町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

## 第1 目的

障がいのある人が就労により地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がいのある人が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の推進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、町においては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（以下「法」という。）に基づき、障がいのある人が就労する施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

## 第2 令和8年度の調達方針

本方針の対象となる施設等は、士幌町内等に所在する、法第2条第4項で規定する以下の施設等とする。

- ア 障がい者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障がい福祉サービス事業を行う施設
- エ 小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- オ 特例子会社（法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所）
- カ 重度障害者多数雇用事業所（法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所）

## 第3 調達を推進する物品等

障がい者就労施設等から調達した実績のある庁用品、軽作業等について、引き続き積極的な調達を行うとともに、障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

## 第4 物品等の調達目標

町は令和7年度の予算額及び過去の調達実績を考慮し、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標額を次のとおり設定し、これを上回ることを目標とする。

令和8年度調達目標額 4,100千円

## 第5 物品等の調達推進のための方策

### （1）調達の推進に必要な情報の提供

障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

### （2）障がい者就労施設等の供給能力の向上

障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のため

に行う取組の支援に努める。

(3) 障がい者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障がい者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

第6 その他

町は、年度終了後、物品等の調達実績をとりまとめ、その概要を公表する。